

# うつくしい星 78970 4

昭和44年10月27日  
(毎月5日発行)  
令和3年4月5日発行

## 令和3年度飯能商工会議所事業計画

3月26日臨時議員総会において令和3年度事業計画及び予算が承認されました。

新たに経営発達計画に基づく小規模事業者が自立かつ持続的経営への伴走型支援を実施します。



臨時議員総会に先立ち、3月11日に常議員会が開かれ原案通り総会に提出することが全会一致で承認された。

### 「連携と創造 ～地域経済の活性化を図る～」

- (抜粋) ※二重アンダーラインは重点事業
- 意見活動**  
内外の政治経済情勢を把握し、商工業の振興対策等に関して議員総会ならびに埼玉県商工会議所議員大会などを通じて意見を結集し、国県市に対して要望を行う。
  - 財政基盤強化に関する事業**  
(1)令和3年度会員目標1,600件。(新規加入事業所数 80件 職員1名あたり 年間7件)  
(2)アクサ生命保険(株)と連携して、春季と秋季の2回共済加入キャンペーンを展開する。
  - 商工振興に関する事業**  
(1)地域商業活動の支援強化及び空き店舗利用対策  
①飯能市、不動産業者(団体)と連携して、当所ホームページ上に空き店舗情報を掲載し、事業者や創業者への利用促進を図る。  
(2)情報化推進事業  
①パソコン・スマートフォン等ITツールの活用等に関する相談や情報セキュリティ対策の重要性の周知を積極的に行い、解決を図る。  
②キャッシュレス決済の導入・簡易(モバイル等)POSレジ及びクラウド会計ソフトの導入支援、普及を図り、管内商工業者の販売機会の維持・向上と共に、バックオフィスの作業軽減による生産性向上を支援する。  
(3)地域資源活用事業  
①地域資源(西川材等)を活用した新商品・新サービスを創出する。さらに新会館を活用し販路拡大等西川材利用推進を図る。  
(4)事業継続力強化支援事業  
①大規模災害の発生に対応するため、飯能市と共同して「事業継続力強化支援計画」を策定し、個々の事業者へBCP(事業継続計画)作成を推進する。同時に被災時の災害復旧のために、国や県の支援策を周知する。  
(5)商業振興事業  
①飯能市、(一社)奥むさし飯能観光協会、飯能市商店街連盟と連携し、中心市街地の賑わい創出を図るために、事業を積極的に行う。  
(6)工業振興事業  
①工業部会活動の活性化、会員企業の経営状況を重点的に把握、取引先の開拓、事業承継、設備投資・入替えの促進など支援する。また、特に小規模製造業の持つ強みを顕在化させ技術力向上、販路拡大するために、保有技術等の調査を実施する。  
②第9回埼玉県西部地域産業ミニ商談会を積極的に活用し、管内事業者の販路開拓支援を行う。

- 飯能商工会議所・青梅商工会議所地域間交流を推進する。
- 彩の国ビジネスアリーナ2022他展示会への出展支援を図る。
- 飯能工友会の事業活動に協力する。
- その他商工振興事業  
①飯能市と協力して創業支援補助制度を運営する。  
②埼玉県と連携し、地方創生推進交付金の活用による地域課題解決に向けた起業を後押しする埼玉県起業支援金の申請機関となる。また、既存事業者と連携を図り、起業家育成を強化する。  
③新型コロナウイルス感染症関連の相談窓口を設置し、給付金や補助金といった施策を周知し、諸相談に応じる。
- 経営改善普及事業**  
(1)事業者に寄り添った窓口相談対応により、経営の持続化に資する情報を提供すると共に、経営指導業務の充実強化を図る。  
(2)税理士、弁護士、弁理士、社会保険労務士、事業承継士を委嘱し、各個別相談会を開催し企業の経営基盤強化を図る。また、埼玉県よろず支援拠点と連携し、当所に出張相談所を設置し、管内事業者の経営改善や経営上のあらゆるお悩みに対応する。  
(3)経営支援連携事業・埼玉経営応援隊事業を実施し、各種支援施策を組み合わせて、小規模事業者の専門的な経営相談、創業相談に事業所訪問を含め対応する。  
(4)創業希望者を対象に、創業に関する知識を学べるスクールの開催およびフォローアップを実施する。  
(5)経営革新等認定支援機関として、中小企業診断士等と連携しながら埼玉県経営革新支援計画を積極的に推進し、計画承認事業数年間10件を目標とする。さらに承認事業者に対して、広報費の一部補助する。
- 経営発達支援に関する事業(新)**  
小規模事業者の経営を取り巻く環境や事業者自らの強み等を分析し、新たな需要獲得のための事業再構築、ならびに技術の向上、新たな事業分野の開拓、その他持続的な事業発展に資する支援を飯能市と共同で実施する。  
(1)小規模事業者が経営環境の変化を捉えるために、RE S A Sや統計はんのう、観光入込数のデータを分析し、地域の経済動向を調査し公表する。  
(2)小規模事業者が観光客の増加に対応したビジネスモデル転換をしていく中において、商品・サービスの開発に必要な消費者の需要の動向を調査する。  
(3)小規模事業者に対し財務分析・非財務の両方の経営状況を分析し、多面的な視点から強みを顕在化させるとともに、経営支援システムを導入しノウハウを蓄積する。  
(4)小規模事業者の業績向上のために、経済動向調査や需要動向調査による分析内容や経営分析の結果を活用し、事業計画の策定を支援する。  
(5)小規模事業者が前項で策定した事業計画の取組を成功させ、実際に売上・利益の向上にむけ伴走型のフォローアップ支援を実施する。  
(6)小規模事業者が単独で行うことが難しい展示会・商談会への出展やITの活用といったメニューにより新たな需要開拓を側面支援し、広い業種に対し販路拡大および取引機会の拡大を支援する。
- 商工観光事業に関する事業**  
(1)飯能市、(一社)奥むさし飯能観光協会と連携して、各種観光事業に積極的に参画し、地域創生並びに産業観光を推進する。  
(2)飯能市・日高市賑わい創出連携事業協議会の事業に協力する。  
(3)「第10回震災復興元気市」を開催する。  
(4)「はんのう路地グルメ2021」を開催する。  
(5)「はんのうパフェスタ2021」を開催する。  
(6)浅草寺との連携を図る。  
(7)飯能アニメツーリズム実行委員会「ヤマノススメ」事業に協力する。
- 青年部・女性会の活動に関する事業支援**  
(1)青年部事業  
①新たな地域活性化(案)の企画並びに実施協力する。  
②埼玉県、関東、全国の各連合会事業への積極的な参加を促し、他地域の青年部との交流に協力する。  
③部員企業の経営力向上に資する勉強会の開催並びに親睦交流に協力する。  
(2)女性会事業  
①埼玉県・関東・全国の各連合会の事業活動に協力する。  
②会員企業の経営力向上に資する勉強会の開催並びに親睦交流に協力する。
- 商工技術の向上に関する事業**  
(1)各種検定試験を施行し、商工技術の総合的な向上を図る。  
(2)飯能地区球算教育振興会の事業活動に協力する。
- 広報に関する事業**  
(1)商工会議所ホームページ及びSNSを積極的に活用し、飯能市・埼玉県・国の補助金情報やその他支援策並びに観光情報の発信を推進する。  
(2)会員事業所の既存の商品やサービス、今後の取り組みなどを当所ホームページや毎月発行している広報誌等に掲載し、紹介をする事業を新たに行う。
- 金融に関する事業**  
(1)国、県、市の融資制度利用の普及・斡旋のために窓口個別相談の充実を図る。  
(2)小企業等経営改善資金制度(マル経資金制度)の効果的運用と斡旋事務に努め、審査会を開催する。  
(3)各金融機関と連携を図り、事業所に対して円滑な融資相談業務等を行う。
- 税務・労務対策に関する事業**  
(1)関東信越税理士会所属支部との連携により各種会員サービスを図る。  
(2)ITを活用し、商工業者の労働保険事務の負担軽減及び事務処理の効率化を図る。  
(3)生活習慣病集団健診を実施する。  
(4)経済産業省が所管する健康経営優良法人認定制度を取り組まれる事業者をアクサ生命保険(株)と連携し支援する。
- 商工会館の活用・運営に関する事項**  
(1)新会館の利用や活用方法を検討し、収益の一助とする。
- 日本商工会議所・関東商工会議所連合会・埼玉県商工会議所連合会に関する事業**  
(1)日本商工会議所の各種委員会、専門委員会(中小企業輸出投資専門委員会、観光・インバウンド専門委員会)に所属し、情報聴取のため会議に参加する。  
(2)関東商工会議所連合会、埼玉県商工会議所連合会開催の各種会議、研修会および埼玉県商工会議所連合会主催の第59回埼玉県商工会議所議員大会に参加協力する。
- その他の事業**  
(1)関係諸官庁、関係団体、役員、議員、大口会員による新年賀詞交歓会を開催する。  
(2)飯能市・駿河台大学・飯能信用金庫と連携して、「子ども大学はんのう」を開催する。  
(3)飯能市の各種委員会や団体の委員として事業活動に協力する。  
※新型コロナウイルス感染症等の影響により、本事業計画に変更が生じる場合があります。

### 令和3年度収支予算書総括表

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日 単位:千円

| 会計別        | 繰越金    | 収入     | 支出     | 収支残高   | 繰入金(支出△) | 差引収支残高 |
|------------|--------|--------|--------|--------|----------|--------|
| 一般会計       | 15,398 | 51,493 | 63,058 | 3,833  | 3,833    | 0      |
| 小規模事業会     | 0      | 45,912 | 51,744 | △5,832 | △5,832   | 0      |
| 収益事業特別会計   | 3,402  | 21,362 | 20,674 | 4,090  | 4,090    | 0      |
| 労働保険事業特別会計 | 0      | 5,186  | 7,276  | △2,090 | △2,090   | 0      |

PayPayで  
飯能を  
応援しよう!

飯能市と商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の拡大で、影響を受けた市内経済の活性化と、新しい生活様式によるキャッシュレス決済を推進するため、PayPayと連携して6月1日～6月30日までの1ヶ月間ポイント還元キャンペーンを実施します。期間中に、市内対象店舗で利用すると決済金額の最大の25%がボーナスポイントとして還元されます。(付与率は上限があります)

4月から新規加盟店を募集しますのでこの機会に、キャッシュレス決済を始めてみてはいかがでしょうか。多くの事業者の参加をお待ちしております。

折込のチラシをご参照ください。

(対象店舗) 市内のPayPay加盟店のうち、中小企業法第2条に規定する中・小規模店舗

ただし、下記に該当する店舗は、本キャンペーンの対象となりません。

- ・大手チェーン(コンビニエンスストア等)、行政サービス使用料、納税、寄付、公共料金、病院(保険診療に係るもの)、調剤薬局、介護施設、郵便貯金サービス、金券
- 加盟希望者のための説明会を開催します。

日時:令和3年4月19日(月) 午後7時～  
場所:飯能商工会議所大会議室

# 埼玉県感染防止対策協力金(第5期・第6期)について

## 第5期

### I 協力金の概要

#### 1 目的

埼玉県(以下「県」という。)による新型コロナウイルス等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の要請(令和3年2月8日から令和3年3月7日まで。以下「要請」という。)に協力した飲食店(カラオケ店、バー等を含む。)を運営する事業者に対して、埼玉県感染防止対策協力金(第5期)(以下「協力金」という。)を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、経営上の影響を受けている事業者を支援することを目的とする。

#### 2 支給額

(1)令和3年2月8日から令和3年3月7日までの全ての期間協力した場合

1店舗当たり168万円

(2)協力の開始日が令和3年2月9日以降の場合

1店舗当たり「営業時間を短縮した日数×6万円」

開始日から令和3年3月7日までの全ての期間で要請に応じた場合に限る。

### II 支給要件

本協力金の支給要件は、次の全ての要件を満たす必要があります。

(1)要請を受けた、県内の飲食店(カラオケ店、バー等を含む。)を運営する法人又は個人事業主であること。

(2)食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得した上で、県内において来客用の飲食スペースを有する飲食店を運営していること。

(3)通常時は夜20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗であること。

(4)要請に応じて、原則として令和3年2月8日から令和3年3月7日までの全ての期間において、県内の店舗が営業時間を朝5時から夜20時までに短縮したこと(酒類の提供は朝11時から夜19時まで。休業含む。)

(5)『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示していること。

(6)「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。

(7)事業活動に必要な許認可を受けていること。

(8)令和3年2月8日から令和3年3月7日までの間に営業停止等の行政処分を受けていないこと。

(9)代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力(以下、「暴力団等」という。)に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

(10)本協力金の支給を受けた店舗名及び所在地の公表に同意すること。

(11)その他誓約事項に同意すること。

### III 申請手続

#### 1 申請受付期間

令和3年3月8日(月)から令和3年4月23日(金)まで

#### 2 申請方法

(1)電子申請の場合【原則】※電子申請を原則とします。

埼玉県感染防止対策協力金申請フォームから申請してください。

「埼玉県感染防止対策協力金(第5期)について」  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-5.html>

※令和3年4月23日(金)23時59分までに送信を完了してください。

※必要添付書類については、ホームページを参照ください。

(2)郵送の場合【電子申請を利用できない場合のみ】

申請書類を簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、次の宛先に郵送してください。なお、郵便事故があった場合の責任は負いません。

※令和3年4月23日(金)の消印有効です。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局留

埼玉県感染防止対策協力金(第5期)事務局 宛

## 第6期

### 埼玉県内の全ての飲食店の皆様へ 埼玉県感染防止対策協力金 (第6期3月8日～3月21日要請分)のご案内

感染者数の下げ止まりや、医療機関の厳しい状況が続いています。皆様のご協力が県民の命を守ることに繋がります。営業時間短縮と感染防止対策の徹底をお願いします。

埼玉県による営業時間短縮の要請(3月8日から3月21日)にご協力いただいた飲食店(カラオケ店、バー等を含む)を運営する事業者の皆様に対し、感染防止対策協力金を支給します。

#### 申請期間

令和3年3月22日(月)～令和3年5月12日(水)

#### 支給額

1店舗あたり84万円(全期間協力した場合)

3月21日より前に緊急事態宣言が解除された場合、宣言期間最終日までの協力日数に応じて支給します。

#### 主な支給要件

- 原則として、令和3年3月8日から令和3年3月21日までの全ての期間において、要請に応じ、夜20時から翌朝5時までの間の営業を行わない(休業含む)こと。  
※酒類を提供する飲食店は、酒類の提供を朝11時から夜19時までとしていること。  
※通常時は夜20時以降まで営業をしていたこと。
- 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示していること。
- 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。
- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。
- 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

\*準備等のため協力開始が3月8日に間に合わない場合でも、協力開始日から3月21日までの全ての期間、協力いただければ日割りで支給します。

\*埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコード発行などに時間を要する場合は取得後速やかに掲示をお願いします。

## 持続化補助金について

### 特別措置

#### 【補助対象者】

○小規模事業者支援法に基づく小規模事業者等

#### 【要件】

○緊急事態宣言の再発令によって令和3年1月～3月のいずれかの月の売上が対前年(or対前々年)同月比で30%以上減少していること。

○審査時における加算措置を講ずることにより優先採択

#### 【補助対象経費】

○オンライン化の為にツール・システムの導入、ECサイト構築費等

→ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費の一部を支援

※感染防止対策費の対象は、業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費用

(例)○消毒、マスク、清掃 ○飛沫防止対策(アクリル板、透明ビニールシート等) ○換気設備 ○その他衛生管理(クリーニング、体温計、サーモカメラ他)

※現行、特別措置とともにj Grants(電子申請システム)での申請受付を予定

3月公募開始予定

### 特別措置

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 補助上限額 | 100万円<br>※感染防止対策費は補助金総額の1/2以内(最大50万円) |
| 補助率   | 3/4                                   |

## 魅力ある会員をつなぐ インフォメーション広場 NO.1

狭山市にある古紙・金属・廃プラのリサイクル企業の奥富興産株式会社では、在宅勤務者向けに機密文書処理サービス「シュレコ便」を2月1日からスタート!

テレワークや副業が増える中で、機密文書管理の範囲が企業内から個人宅へ拡大しています。書類の取扱い機会が増加する時期に、個人事業主や在宅勤務中のみなさんにオススメです。

### 会社より一言

今後は「文書管理リスク診断」「廃棄物削減ワークショップ」「SDG s 戦略経営コンサルティング」などのサービスを展開してまいります。コロナ後を見据えた新たな組織作りを目指す企業様は、弊社をディスカッションパートナーとしてぜひご活用下さい。

URL: <https://www.okutomi.co.jp/overview/>

御社の商品・製品・サービスを掲載しませんか?

商工会議所では、会報で会員事業所の自慢の商品やサービスをご紹介します。掲載ご希望の方は、プレスリリース担当までご連絡ください。(掲載にあたっては一定の規準によります)

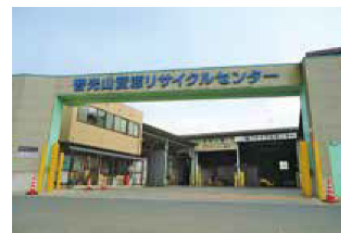
## シュレコ便

奥富興産株式会社

### シュレコ便の特徴

- ・原則2営業日以内に確実に処理。オプションで最短1日での処理も可能。
- ・集荷から機密抹消まで外部委託なし。セキュリティ対策も万全。
- ・全日本機密文書裁断協会が認める専門スタッフが確実に処理。官公庁、企業など2,500件以上の処理実績あり。
- ・「持込」「回収」「郵送」の3つの処分方法から選択可能。料金は1,000円～、初回20%オフの特典あり。
- ・焼却処分や直接溶解処分と比べ、環境にやさしい破砕処理を採用。SDGsにも貢献

詳しくは▶ <https://www.surecobin.okutomi.co.jp/>



本ページ以降は会員様限定になります。  
会員様は郵送される本誌をご覧ください。